

# 刑法体系の基本

©甲斐翔真

## はじめに

犯罪認定の処理手順として、客観的構成要件要素（実行行為・結果・因果関係）→主観的構成要件要素（客観的構成要件要素の認識・認容）を検討し、認められれば、違法性阻却事由や責任阻却事由がない限り故意犯が成立します。

平成 27 年刑法司法試験採点実感において「刑法の学習においては、総論の理論体系、例えば、実行行為、結果、因果関係、故意等の体系上の位置付けや相互の関係を十分に理解した上、これらを意識しつつ、検討の順序にも十分注意して論理的に論述することが必要である。」と指摘されています。

法学部生の期末試験においても、司法試験レベルの答案を求めるわけではありませんが、**刑法学習において体系を意識することは【命】**ですので客観から主観に全要件を 1 つ 1 つ充足するか確認しながら答案を構成することが特に重要です。

## 第 1 構成要件該当性

### 1 客観的構成要件要素

- ①実行行為（実行の着手）
- ②結果
- ③因果関係

### 2 主観的構成要件要素（構成要件の故意）

上記①②③を認識・認容している心理状態を構成要件の故意として主観的な構成要件要素に位置付ける見解が一般的である。

上記 1、2 を充足すると、違法性阻却事由や責任阻却事由がない限り故意犯成立

## 第 2 違法性阻却事由

- 35 条：法令行為、正当業務行為
- 36 条 1 項：正当防衛
- 37 条 1 項：緊急避難
- 被害者の承諾や自救行為

## 第 3 責任阻却事由

# 刑法体系の基本

©甲斐翔真

- ①責任能力
- ②責任故意
- ③期待可能性      ※3つの責任要素を充足する必要があるとする見解

## 第4 処罰阻却事由・その他

犯罪成立を前提に、一定事由で処罰が阻却され、刑が減免されたりすることがある。  
例として親族相盗例244条など。